新宿区教育委員会会議録

平成17年第7回臨時会

平成 1 7 年 8 月 2 5 日

新宿区教育委員会

平成17年第7回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成17年8月25日(木)

開会 午後 2時04分

閉会 午後 3時29分

場 所 新宿区役所第一分庁舎 7 階研修室

出席者

新宿区教育委員会

 委員長櫻井美紀子
 委員熊谷洋一

 委員内藤頼誼教育長金子良江

欠席者

委 員 木島 富士雄

説明のため出席した者の職氏名

次 長 今 野 隆 教 育 政 策 課 長 鴨 川 邦 洋 教育環境整備課長 木 村 純 一 生涯学習振興課長 赤 羽 憲 子 生 涯 学 習 財 団 担 当 課 長

書記

教育政策課管理係長 久 澄 聰 志 教 育 政 策 課 伊 丹 昌 広管 理 係 主 査 都育政策課管理係 岩 崎 鉄次郎

議事日程

議案

日程第1	議案第50号	新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例施行規則
日程第2	議案第51号	新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する
		規則
日程第3	議案第52号	新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一
		部を改正する規則
日程第4	議案第53号	新宿区立社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則
日程第5	議案第54号	新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則
日程第6	議案第55号	新宿区立林芙美子記念館条例施行規則の一部を改正する規則
日程第7	議案第56号	新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する
		規則

報告

- 1 新宿区立西早稲田中学校の第2回新校舎検討委員会等について(教育環境整備課長)
- 2 その他

開 会

櫻井委員長 ただいまから、平成17年新宿区教育委員会第7回臨時会を開会いたします。 本日の会議には木島委員が欠席していらっしゃいますが、定足数を満たしております。 本日の会議録の署名者は、内藤委員にお願いします。

議案第50号 新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例施行規則 櫻井委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第 1 議案第50号 新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例施行規則」を議題といたします。

では、説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは議案の説明に入ります前に、本日の御提案に至った経緯について、 先に簡単に御説明をさせていただきます。

指定管理者移行に伴います条例改正につきましては、過日5月24日の第2回臨時会で審議をお願いいたしまして決定していただいております。その後、7月1日の第7回定例会におきまして、スポーツセンター条例の施行規則の制定について、御審議、御決定いただいております。これは新宿スポーツセンターの指定管理者を公募するため、先行して御審議いただいたものですが、本日は、残りの50号から55号までの施設の指定管理者移行のための条例の制定、あるいは一部改正ということで、御審議、御決定をいただきたいと思っております。あわせまして56号議案につきましては、7月1日に制定したばかりでございますが、今回、6本の規則制定、あるいは規則改正に伴いまして規定整備がございましたので、改めてこちらの方で一部改正を御提案しております。

それでは、議案50号について御説明をいたします。

1 枚資料をおめくりいただきまして、議案概要がございます。これからの説明につきましては、51号以降につきましても、議案概要とこちらの方の、コズミックセンターについては制定でございますので、施行規則の本文で説明いたしますが、これ以降につきましては新旧対照表がございますので、それとあわせまして、この議案概要と新旧対照表の方で御説明してまいりたいというふうに考えております。

まず50号議案でございます。「新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例施行規則」、

これは制定でございます。概要にございますように、新宿区立総合体育館条例の廃止及び新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例の制定に伴い、新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例の施行について必要な事項を定めるものでございます。

制定内容でございますが、事項別に(1)から(5)まで分けて書いております。施行日につきましては、18年4月1日。準備行為につきましては、施行前においても行うことができる旨、附則で定めております。それから経過措置についても定めております。

それでは、あとの施行規則の本文の方をごらんいただきたいと思います。ここは制定でございますので、新旧対照表がございませんので、こちらの本文の方で御説明をさせていただきます。

1条は趣旨でございます。第2条以下、公募の関係が規定されております。その後、51号議案以降も同じような形式でございますが、スポーツセンター条例の施行規則の際に御説明しておりますが、改めて簡単に御説明してまいりたいと思います。第2条は公募に際して明示する事項を規定しております。1号から10号までごらんのとおりでございます。3条は申請団体の資格、第4条につきましては指定申請書及び添付書類、5条については申請の期間、6条については選定結果の通知、7条については取消通知。1枚めくっていただきまして、8条は指定通知、9条は事業報告の記載事項を規定しております。ここまでが公募関係の規定でございます。

10条以降につきましては、施設の利用関係について規定させていただいております。第10条は団体登録の要件を規定しております。ごらんのとおり1号から3号までの要件がございます。これはスポーツセンターと同じでございます。第11条は団体登録について規定しております。団体登録を行おうとする団体は指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。指定管理者は2項で前項の申請を承認したときは、当該申請を行った団体を団体登録し、当該団体に新宿区立新宿コズミックスポーツセンター団体登録証を交付するということです。3項については、これはスポーツセンター条例施行規則、それから後で出てまいります大久保スポーツプラザ施行規則により、団体登録証を交付された団体につきましては、この規則で承認を受けた団体とみなすということで、相互利用の規定になっております。第12条は団体登録の有効期間でございます。登録証を交付してから3年後の同日の属する月の末日ということで、最大3年30日になります。13条は団体登録内容の変更届、14条については団体の取消し。条例の19条3項に規則で定める場合というふうに出ています。その規則で定めるものが、1号、2号に具体的に記載されております。15条は貸切利用の申請でございま

す。登録団体が貸切利用を行おうとするときは、別表に定めます登録団体の指定申請期間内に、利用申請書または委員会が定めるインターネットによる利用申請・承認システムにより指定管理者に申請するという手続を行います。別表の方につきましては、2項から6項右側のページでございますが、書いております。これにつきましては、貸切利用の抽選選定に関し段階的に定めております。2枚ほどめくっていただきまして、右側のページに別表第15条関係という表がございます。2項関係につきましては、登録団体の抽選申請期間に申請されて、登録団体が競合した場合については抽選をするということで、下に期間を書いております。その右にまいりまして、それでも空きがある場合については、登録団体の抽選後の空き施設の申請期間ということで、下に期間を定めておりますが、この期間は先着順の受付けになります。それでも空きがある場合ついては、その右に移行いたしまして、登録団体に加えまして、その他のものの抽選期間というふうに定めております。それから、それでも空きがある場合については、その右側、6項関係でございますが、登録団体及びその他のものの抽選申請後の空き施設申請期間というものを定めております。これを先ほどの本文の方の15条2項から6項までの規定を整理して表にしているところでございます。

もとの本文の方に戻っていただきまして、本文の3ページでございます。右側のページでございますが、16条の貸切利用の承認を規定しております。それから17条は個人利用の申請について規定しております。18条については利用申請の制限ということで、スポーツセンター条例の施行規則も同じですが、一定の事由のもとにペナルティーを科すということで、これは有効利用を図るためのものでございますが、1号では例えば利用の取消しの申し出をすることなくコズミックセンター利用しなかったときは、1カ月間申請ができないと。あるいは2号で定めますように、利用料金の納入期間内に指定管理者に利用料金を納入しなかったときも1カ月。二度目の場合については3号に規定しておりますように2カ月。三度目はもう3カ月というようなペナルティーを科しております。

次のページ、19条、利用の不承認を定めております。第20条は利用承認の取消しを定めております。21条は利用承認の変更等でございます。第22条は貸切利用による利用時間でございますが、これは準備、後片付けの時間を含むものとしています。23条は利用料金の納入でございますが、貸切利用に係る利用者は利用承認を行った日から起算して3日以内に、利用料金を指定管理者に納入しなければならないという規定しております。それから24条は利用料金の減額または免除でございます。条例第27条の規定で、規則で定める事由ということで、減額または免除できる場合につきましては、1号から4号に定めております。1号から3号

につきましては免除、4号に該当する場合には5割減額ということでございます。それから 飛びまして右側の方の3項でございますが、今回スポーツセンターとコズミックスポーツセ ンターの駐車場につきましては、利用料金制を導入いたします。その場合でも、減額あるい は免除できることが規定されております。それが1号から5号まで規定しております。それ から第25条は利用料金の返還でございます。2項は、利用料金を返還する場合の返還額につ いて定めております。それは1号から3号までに規定しているとおり、全額あるいは5割の 返還をいたすものでございます。この2項の4号から3項、4項までにつきましては、変更 した場合の料金の返還について定めたものでございます。

一番下、26条の遵守事項でございますが、1枚めくっていただきまして、これはスポーツセンターと同じでございます。1号から5号までごらんのとおり定めるものでございます。27条は入館の制限を定めております。1号から4号に該当し、管理上支障がある行為をする場合については入館を断り、あるいは退館させることができる旨の規定でございます。28条は原状回復、29条は施設内における禁煙ということで、施設内での禁煙ということと、指定管理者が特に認めている場所での喫煙、分煙についてはこの限りではないと。それから附則につきましては、先ほど申し上げましたとおり、18年4月1日からの施行と準備行為等を定めております。

あとは様式関係でございますので、省略いたします。

以上、雑駁でございますが御説明申し上げました。

櫻井委員長 ありがとうございました。説明が終わりましたが、御意見、御質問を、どうぞ お願いします。

何かございませんか。

2,3伺っていいですか。第11条の3の辺ですか、相互利用という、スポーツセンターとスポーツプラザ。相互利用というのはどういうことか、ちょっとすみません。

生涯学習振興課長 屋内スポーツ施設が3つございます。1つは新宿スポーツセンター、1つはこの条例施行規則の対象となっている新宿コズミックスポーツセンター、もう1つが大久保スポーツプラザです。それでその3つの施設のうちのどれか1つに登録をすることによって、ほかの2つのスポーツ施設にも登録をしたとみなすことができるということです。

櫻井委員長 ありがとうございました。

もう1つわからないところが。すみません。第28条で原状回復ですけれども、施設等を原状回復したときは指定管理者の点検を受けなければならないというと、原状回復するのは

当然ですよね。どういうふうに読めばいいんですか、これは。

生涯学習振興課長 利用者が、何らか、その造作に多少手を加えるというような形の利用をする場合は、もちろんそのときに指定管理者の承認が必要なわけですけれども、そしてそれを、利用を終わるときには、元に復さなければならないわけですが、復して、なおかつ指定管理者に点検をしてもらわなければいけないという内容でございます。

櫻井委員長 ああ、そうですか。その前に何か手を加えるということが書いてあるわけです か。手を加える場合はというのが。

生涯学習振興課長 特に、手を加えてもいいとか、悪いとかいうような規定はございません。 櫻井委員長 そうですか。これでわかるんですね、普通は。

生涯学習振興課長 ああ、わかりました。申しわけございません。ちょっとお待ちください。 施行規則第26条の(3)ですね。許可なく火気を使用し、又は新たな設備を造作しないこ とというふうになってございます。許可が必要だということです。

すみません、失礼しました。条例の第24条の方で、利用者は施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただしあらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りではないと規定されております。

櫻井委員長 ああ、そうですか。

生涯学習振興課長 大変失礼いたしました。

教育長 29条の2項というのは、どういう規定になっているんですか。それがないので。条例を読み上げてもらえますか。すみません。

生涯学習振興課長 条例の29条に、原状回復の義務というものがございまして、その2項に、利用者はその利用を終了したときは第22条の規定により利用承認が取り消され、施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし指定管理者の承認を受けたときはこの限りではないというふうに規定がございます。

櫻井委員長 はい、わかりました。

ほかに、いかがでしょうか。

これは、私が文を読む能力がないから御質問しただけで、あとは決まりのものですから、 よろしいでしょうか。

内藤委員 1つだけ。

櫻井委員長 内藤委員。

内藤委員 施行規則18条の1項、2項は利用料金の納入期間内に料金を納入しなかったとい

うことで、あれなんですが、利用料金免除、区の行政委員会であるとか区立学校または幼稚園が行事として利用する時は利用料金が免除されるわけですが、こういった行政委員会とか学校、幼稚園の行事でも18条の1項、つまり利用取消しの申し出をすることなく利用しなかったときは、今後1カ月間は使わせないということは生きるわけですか。

生涯学習振興課長 この施設の利用者というのは、広い意味での区民ということでございまして、区あるいは行政団体、あるいは区立小・中学校というのは利用するのが当然ということで、利用関係がもともとない、本来の意味での。公の施設の利用者という意味では、広い意味での区民ということでございまして、今おっしゃいましたような区であるとか、行政委員会であるとか、区立小・中学校は、公の施設の利用者という意味では利用者ではないということです。ですので、この18条の規定は適用されないということになります。

内藤委員 適用されるの。

生涯学習振興課長 適用されません。

内藤委員 しかし、あれじゃないかな。利用すると申し出て実際に使わなかったら、その間、 その特定の日というのは、つまり、そこが使うんだと思ってほかの人が使えなかったわけだ から、それはペナルティーの発生は当然だと思いますけど。その点どうですか。

生涯学習振興課長 そういうことはしてはならないということで、どこまでもやらないということなんですけれども、この条例は、例えば減額免除の規定のところに、区あるいは行政委員会、それから区立学校、幼稚園等規定を入れてございますけれども、これは実は入れなくてもいい規定なんですね。この公の施設の利用関係にはない対象ですので、本来入れなくてもいいんですけれども、忘れられると困るので入れているという事情があるわけなんですね。ですので、ペナルティー規定というのも忘れられると困るので、入れた方がよかったのかもしれませんけれども、減免のところだけ特別に入れまして、ほかは入れてはございません。別途ペナルティー規定を、条例、あるいは条例施行規則とは別に設けるということは、今のところ予定はございませんけれども、余りにもひどければ、何らかの策を講じなければならないと思いますが、やはり、どこまでも先方の指定管理者の立場に立って、あるいはほかの区民の方々の利用の立場に立って、行政の側では正しい対処をしていくべきだというふうに思います。

内藤委員 一般的に考えられるのは、登録団体ですか、まあ貸切りで使うと言って使わなかった場合のペナルティーということですか。

生涯学習振興課長 はい、18条はそうです。

次長 学校行事なんて決めた日ですから、その日に使わないということは、あり得ないんです、現実には。

櫻井委員長 いかがでしょうか。

内藤委員 それから施行規則と離れてしまうけれども、条例の方ですかね。指定管理者は公 募によらないということで、実際は生涯学習財団が運営に当たられるということに了解しま したが、そのとおりですか。

生涯学習振興課長 条例の方で、公募によらないで指定をすることができるという1項を加えてございます。今のところ、おっしゃるとおり、生涯学習財団を指定管理者にというふうに考えてございますけれども、決定はしてございません。なお、財団の方からは事業計画書等を提出していただきまして、選考委員会にプレゼンテーションをしてもらって、内容的な適切さというものを、一応、公の場でと申しますか、外部の選定委員もいらっしゃるところで指名していただくというようなことを考えてございます。

櫻井委員長 いかがですか。いいですか。

内藤委員 はい。

櫻井委員長 よろしいですか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第50号 新宿区立コズミックスポーツセンター条例施行規則」を原案のとおり決定 してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

櫻井委員長 では、議案第50号は原案のとおり決定いたしました。

議案第51号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する 規則

櫻井委員長 次に「日程第2 議案第51号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の 一部を改正する規則」を議題といたします。

では、説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、第51号議案について御説明いたします。

これ以降につきましては、かなり重複する部分がございますので、かなり省略をして御説明をしたいと思います。

「新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則」ということで、議

案概要の方をごらんいただきたいと思いますが、新宿区立大久保スポーツプラザ条例の一部 改正に伴い、大久保スポーツプラザの管理を指定管理者に行わせ、利用料金制を導入するた めの規定を整備するため、この規則を改正するものです。

新旧対照表をごらんいただきたいんですが、新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則 新旧対照表ということで、左側に改正案、右側に現行の規定がございます。このスポーツプ ラザの施行規則につきましては、従来の多目的ホール、あるいは屋外施設の庭球場がござい ますので、それらを含めて章立てで構成されております。その関係上、多少、前のコズミッ クセンターの施行規則と若干つくりが変わっておりますが、基本的には同じような中身でご ざいます。

目次のところが章立てのところに出ております。一番上の方でございます。第1章が総則、 第2章が貸切利用ということで、第2章につきましては1節から4節まで分かれまして、そ れぞれ団体登録等を定めております。それから第3章は個人利用、第4章は雑則ということ でございます。

1枚めくっていただきまして、今のページの裏側でございますが、第2条から第9条までは公募関係についての規定でございます。省略をさせていただきます。第10条につきましては、コズミックスポーツセンターでは26条に規定しておりましたが、これは総則ということで、全体にかかわるような形で、ここで整理をさせていただいております。第10条、遵守事項ということで、これはコズミックセンター、あるいはスポーツセンターと同じ事由ということで、1号から5号まで規定させていただいております。第11条については、入館の制限ということで、これも同じ事由の1号から4号まで規定しております。それから原状回復、施設内の禁煙。この辺についても同じでございます。

第2章は貸切利用ということになります。1枚めくっていただきまして、第1節が団体登録ということでございます。団体登録の要件を14条で定めております。別表1ということで、4枚めくっていただきまして左側のページ、別表第1、14条関係ということで、登録区分が庭球場と多目的ホール等に分かれております。登録要件につきましては、コズミックあるいはスポーツセンター条例施行規則と若干違っております。庭球場につきましては構成員が2名以上であること、構成員のすべてが区内に在住し、または在勤するもの、小学生以上のものであること。3は、構成員のうち2名は年齢が16歳以上であること。多目的ホール等については、基本的にスポーツセンターあるいはコズミックスポーツセンター条例と変わっておりません。また元の方に戻っていただきまして、15条につきましては団体登録について規定

しております。このうちの3項右側のページの上の方でございますが、ここには、先ほどコズミックセンター11条で御説明いたしました相互利用の規定が出ております。3項は、新宿

後で出てまいります公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一般テニス。それから区立学校施設の活用に関する規定、これはまだ今後、指定管理者に移行しませんので、18年4月までに規則を改正いたしますが、この学校施設の活用に関する規則が庭球場の区分。これにつきましては、この大久保スポーツプラザの庭球場と相互利用できるようなみなし規定を、ここに記載しております。4項は、多目的ホール等についての相互利用についての規定でございます。

一番下の方ですが、第2節、庭球場でございます。第19条が利用の申請ということで、入っております。これについては1枚めくっていただきまして、右側の26条、庭球場の利用料金の納入について定めております。これは屋外施設ということで、天候等によって使えない場合が出てまいりますが、利用日に利用を開始するまでに指定管理者に納入するというふうに定めております。27条の利用料金の返還も、スポーツセンター、あるいはコズミックスポーツセンター条例の施行規則とは違いまして、利用日に支払うことになっておりますので、その関係上、若干この規定については変わっております。

第3節は多目的ホール等ということで、多目的ホール等につきましては、前のページ、15条の4項の中ほどに書いてございますが、多目的ホール等につきましては、多目的ホール、集会室、和室または児童遊戯室をいうということで、等については、そういった説明でございます。1枚めくっていただきまして、次のページの左側、改正案のところでございます。28条は貸切利用の申請ということで、コズミックセンター、あるいはスポーツセンターと同じものでございます。それから右側のページの方にまいりまして、ほとんど同じような規定でございます。例えば、中ほどの30条の利用申請の制限についても、ほぼ同じでございます。1枚めくっていただきまして、36条の利用料金の返還等についても、コズミックセンター、あるいはスポーツセンターと同じような規定を設けております。

それから右側のページの方にまいりまして、第4節の方になります。上の方ですが、利用料金の減免ということでございます。37条では、利用料金の減額または免除というふうに規定しております。これについてもコズミックスポーツセンター条例施行規則、あるいはスポーツセンター条例施行規則と同じような定めをしております。

1枚めくっていただきまして、第3章、個人利用ということで、これは1条だけ、38条で個人利用の登録及び承認を定めております。

あとは様式関係が出てまいりますが、これについては省略をさせていただきます。 以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございました。説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞお願いします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

内藤委員。

内藤委員 このスポーツプラザの一つの特徴はあれですね。登録区分が庭球場と多目的ホールに分かれているということは、これまでの利用実績からいっても、両方使うという登録者は余りいないわけ。つまり庭球場を使う人は、庭球場を使う、多目的ホールは多目的ホールというふうに分けて考えておられるわけですか。

生涯学習振興課長 この区分を設けておりますのは、庭球場については屋外体育施設としての取り扱い、それ以外の多目的ホール等については屋内体育施設としての取り扱いということで、これまで屋外体育施設にだけインターネットを導入する等の、ちょっと違う方法をとってきておりますので、そのために生じている区分で、利用の側にとっても屋内と屋外と分かれていることが、かえって便利であるというようなこともあるかと思います。同じ団体が、室内で例えばミーティングをするとかというようなこともあると思いますので、その場合には両方の区分に登録をしていただくということになってまいります。

内藤委員 つまり、重複、両方に登録することも十分あり得るということですね。 生涯学習振興課長 はい。

櫻井委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第51号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則」を原 案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第51号は原案のとおり決定いたしました。

議案第52号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

櫻井委員長 次に「日程第3 議案第52号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条 例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。 では、説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 それでは、52号議案「新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行 規則の一部を改正する規則」、議案概要の方をごらんいただきたいと思います。

新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例の一部改正に伴い、公園内体育施設の管理を指定管理者に行わせ、利用料金制を導入するための規定を整備するため、この規則を改正するものでございます。

新旧対照表の方をごらんいただきたいと思います。公園内体育施設といいますのは、条例 改正のときにちょっと御案内しましたが、この新旧対照表の4枚目から5枚目をごらんいた だきたいと思います。これは現行の条例の別表でございますが、施設名というのが表に出て おります。西落合公園少年野球場、西戸山公園野球場、落合中央公園野球場、甘泉園公園庭 球場、西落合公園庭球場、それから落合中央公園庭球場、妙正寺川公園運動広場ということ で、いずれも屋外の運動施設でございます。

新旧対照表の方で、簡単に御説明をしていきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、右側のページ、第2条から公募関係の規定が第9条まで、 次のページの裏側に規定されています。第10条につきましては、団体登録の要件を定めてお ります。これにつきましては、1号で、別表第1に定める登録区分ごとの登録要件を満たし ていることということで、別表1につきましては、3枚めくっていただきまして左側のペー ジでございます。改正案の種目と登録区分が出ております。種目については一般種目、登録 区分につきましては一般野球、女性ソフト、一般サッカー、一般テニスということで、それ ぞれに登録要件が定められております。上3つは、ほぼ一緒でございますが、一般テニスに つきましては構成員が2名以上であること、それから構成員のすべてが区内に在住し、在勤 するもので、小学生以上のもの。3番目は構成員のうち2名は年齢が16歳以上であること。 こういうふうに登録要件を定めております。小学生種目の中では、小学生野球、小学生ソフ ト、小学生サッカーというふうに、それぞれ登録要件を、同じでございますが定めておりま す。中学生種目では、中学生サッカーということで登録要件を定めています。4枚目に戻っ ていただきまして、2項はこれまでの代表者の年齢で、コズミックスポーツセンター、ある いはスポーツセンター条例施行規則と変わっておりません。20歳以上であるということです。 それから第11条の団体登録、3項以降の、3項、4項、5項、6項につきましては、先ほど 来申し上げております相互利用の規定でございます。例えば3項は、庭球場について、大久 保スポーツプラザの施行規則で団体登録で登録を受けた団体につきましては、この規則でい

う一般テニスであるとみなすということで、相互利用の定めをしております。それぞれ4項 以降、女性ソフトの関係、一般テニスの関係、それから右側のページに行きまして、6項に つきましては小学生野球、小学生ソフト、小学生サッカーについての相互利用について定め ております。

下の方にまいりまして、15条は利用の申請でございます。ここでは利用の申請につきましては、申請書、それから電話による応答サービス、現行やっておりますが、それと、インターネットの利用申請・承認システムということで、3本立てで、ここについては利用申請を受けるという形の規定でございます。

それから1枚めくっていただきまして、17条は利用申請の制限ということで、1項2号につきましては、利用を行う日の4日前以降に取り消したとき1カ月、ということで規定しております。右側の方のページにまいりまして、第22条については利用料金の納入ということで、体育施設の利用料金については、利用日に利用を開始する前までに指定管理者に納入するということで、いずれも屋外施設という関係上、利用日に支払うようにしております。23条の減額、免除につきましては、コズミック、あるいはスポーツセンターと同じ規定をしております。下の方の25条の遵守事項も同じでございます。

それ以降につきましては、別表、あるいは様式関係の規定でございますので、省略をさせ ていただきます。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございました。説明が終わりました。御意見、御質問をお願いします。

すみません、これに限らないんですが、料金表というのは、また別表にあるんですか。 生涯学習振興課長 料金につきましては、上限額を条例に定めてございます。実際の料金に つきましては、指定管理者の提案を待つという形になります。

櫻井委員長 これからということですか。

生涯学習振興課長 はい、そうです。

櫻井委員長 何かございませんか。

内藤委員 いいんじゃないですか。公園の中というか、野球場そのものが公園みたいな感じ のところもあるけれども、こういう区立の施設があるというのは、大変結構なことだと思い ます。維持管理にコストがどのくらいかかるのかわかりませんけれども、つまびらかにしま せんが、こういうものはぜひ存続して、大いに利用してもらうといいんじゃないでしょうか。

櫻井委員長 よろしいでしょうか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第52号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよるしいでしょうか。

[異議なしの発言]

櫻井委員長 では、議案第52号は原案のとおり決定いたしました。

議案第53号 新宿区立社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則 櫻井委員長 次に「日程第4 議案第53号 新宿区立社会教育会館条例施行規則の一部を改 正する規則」を議題といたします。

教育政策課長から説明をお願いいたします。

教育政策課長 それでは、第53号議案「新宿区立社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

議案概要を1枚めくっていただきまして、概要の方をごらんいただきたいと思います。新 宿区立社会教育会館条例の一部改正に伴い、社会教育会館の管理を指定管理者に行わせ、利 用料金制を導入するための規定を整備するため、この規則を改正するものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

1条以下についてはすべて削除で、2枚めくっていただきたいと思います。2枚目の左側、第2条から公募関係の規定が、右側のページの下の方でございますが、第9条まで続いています。これは同じですので省略をいたします。第10条は団体登録の要件でございます。これは社会教育会館の登録団体の要件ということで、多少今までの要件とは変わっております。1号は生涯学習活動を継続的または定期的に行っている団体。構成員が10名以上であること。構成員のうち新宿区に住所を有する者、及び区内の事務所または事業所に勤務しているものが半数以上であること。代表者が区民または区内在勤者であること。これは、年齢要件は特にございません。小学生でもよろしいということでございます。それから5号は、当該団体が定める規約に基づく運営及び活動を行っていること。6号は入会及び脱退が自由であることということで、社会教育会館独特の登録要件を定めております。1枚めくっていただきまして、11条の団体登録につきましては、次のページまでかかっておりますが、団体登録申請をする際に、規約あるいは当該団体の会員名簿を添えることになっております。

それから飛ばしまして、第14条は団体登録の取消しを規定しております。これまでにあり

ました条項と多少変わっておりまして、2号の方で利用日に無断で利用しなかったときというのが、取消し事由に入っております。1号から3号の取消し事由に該当した場合には、6カ月の間は団体登録の申請を行うことができないというような規定になってございます。

それからあとは飛ばしまして、もう1枚めくっていただきまして、下の方、23条につきまして遵守事項を定めております。これも今までは施行規則と同じような定めをしておりますが、特にこの23条の4号については、新たに加えております。新規に追加した条項でございます。それから24条の入館の制限につきましても、ほかの施行規則に見られない、1号の善良な風俗を乱すと認められるもの、4号の騒じょう行為または示威行為を行うもの、この辺がほかとはちょっと違っております。あとは一緒でございます。

あとは別表と様式関係でございますので、省略をさせていただきます。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございました。説明が終わりましたが、御意見、御質問をお願いい たします。

熊谷委員 1つだけ。

櫻井委員長 熊谷委員、お願いします。

熊谷委員 今、23条の4項を新しく加えられたという説明をされたように聞いたんですが、 この騒音等を発し、または暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為を行わないことというの を、新しく加えたその理由を、もしおわかりでしたら教えていただきたいんですが。過去に こういうようなことが発生したとか、どういうことなんでしょうか。

生涯学習振興課長 ちょっとお待ちください。

教育政策課長 委員長、すみません。ちょっと説明不足でした。今の熊谷委員の質問の前提 として、23条の遵守事項につきましては、これまでの規則にはなかったもので、新たにすべ てを入れたということでございます。

熊谷委員 遵守するべき事項は今まではなかったんですか。

教育政策課長 はい。

櫻井委員長 23条全部が新たに入ったということですか。

教育政策課長 はい、申しわけありません。

熊谷委員 それは何かあれですか。指定管理者制度との絡みで、こういうことが入ったということですか。

教育政策課長 他の規定の整備と合わせて、他の規則と合わせた形で整備をさせていただい

たということです。

櫻井委員長 でも前だって、遵守事項を入れなくていいということではなかったでしょうに ね。

内藤委員 現行で18条というのはあるんですよね。社会教育会館への入館を断りまたは退館 させることができるという形で。しかし、ちょっと大分中身が違っているね。許可なく物品 を販売するということはないのかな。

生涯学習振興課長 入館の制限というのは、一般的に、その施設の中に入るということの意味でございまして、入るには、こういう人たちは入ってはいけませんよという意味なんですが、遵守事項というのは、利用に際して守ってほしいことという意味でございます。

熊谷委員 つまり直接に管理している場合には、ある程度目配りがきいたけれども、指定管理者というこの制度にのっとってやると、こういうふうに遵守事項を改めてきちっと書き込まないと、いわゆる何か起きたときの責任の所在があいまいになってくると、どういうことなんでしょうかね。どういうことなのか、それがわかれば。

生涯学習振興課長 すみません。具体的にこうした事例が最近あったということではないんですけれども、長い施設管理の歴史の中でいろいろなケースがあって、その都度施設において張り紙をしたりとかというようなことで対応をしてきたと。そうしたことの蓄積から、おっしゃるとおり指定管理者は、当面と申しますか財団ということで考えておりますけれども、一般的に指定管理者というようなことも考えた場合には、明確に規定をしておくことが適切だというふうに考えました。

櫻井委員長 御納得いただけましたでしょうか。

はい、教育長。

教育長 前の公園内体育施設の管理運営にも入っていますよね、同じ文言がね。

櫻井委員長 はい、次長お願いします。

次長 今回、指定管理者制度に移行して、教育委員会関係の施設だけでなく、ほかにも福祉の関係だとかいろいろございまして、全庁的に条例規則の見直しをしています。それで、今まで規定の仕方が、施設ごとに若干やはり違うんですよね、表現とか。そんなことも、いろんな施設の規格の中で、今回指定管理者に同じような時期に移行するんだからということで、全庁的に見直しを行いまして、それで新たに条例にはめ込んだこともありますし、規則につきましても、今まで規則にうたわれていなかったようなこと、さっきちょっと生涯学習課長が申し上げましたように、張り紙で済ましていたようなものを規則の中に盛り込んだり、そ

んな規定の整備もしています。そんなことで、今まで同様の規定がなかったというわけではないんですけれども、こういう形で整備させていただいて、今回御提出させていただいた、 そういうことでございます。

熊谷委員 了解。

櫻井委員長 わかりました。ほかに何かございませんか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第53号 新宿区立社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよるしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第53号は原案のとおり決定いたしました。

議案第54号 新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則 櫻井委員長 次に「日程第5 議案第54号 新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則の一部を 改正する規則」を議題といたします。

教育政策課長、説明をお願いいたします。

教育政策課長 それでは、第54号議案「新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則の一部を改正 する規則」について御説明をいたします。

議案概要をごらんいただきたいと思います。

新宿区立新宿歴史博物館条例の一部改正に伴いまして、新宿歴史博物館の管理を指定管理者に行わせ、利用料金制を導入するための規定を整備するため、この規則を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、特にここの歴史博物館につきましては、(2)の講堂の利用について、今回利用料金制を導入して貸し出しをするということで、(2)、(3)が、この規則の特徴ということになります。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

その部分を記載したのが、新旧対照表の3ページ、2枚目の右側の方ですね。右側のページの下の方ですが、第10条、利用申請、利用承認等とういうことで、博物館の講堂及び附帯設備を利用しようとするものは、申請書または委員会が定めるインターネット利用申請・承認システムにより指定管理者に申請するということで、博物館講堂について平成18年4月以降、貸し出しをする予定です。それからその次のページの左側でございます一番下の方、13

条は利用料金の納入について定めております。博物館が展示する資料を観覧しようとするものは、観覧券を購入することにより展示資料の観覧に係る利用料金を指定管理者に納入しなければならないという規定を設けております。

それから第14条は、利用料金の減免を定めております。これは別表で御説明いたします。 1 枚めくって右側のページでございます。別表第14条関係ということで、区分が 2 つに分かれておりまして、展示資料の観覧に係る利用料金と講堂の利用に係る利用料金。展示資料の観覧に係る利用料金につきまして、減免事由といたしましては、新宿区立の学校の児童・生徒、これらの引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するときは免除。それから小学生、中学生及び20人以上の中学生以下のものを引率するものが、新宿区の歴史・文化に親しむ目的で、法律に規定する日に観覧するときも免除でございます。これは、現行は本文で規定しておりましたが、別表に移行させていただいております。それから講堂等の利用に係る利用料金つきましては、ほかに出てまいりました、これまでの免除規定、先に御説明いたしました施行規則と同様でございます。これは新規に追加したものでございます。

それから左側の方に戻っていただきまして、遵守事項が16条に定めております。17条は禁煙、18条は原状回復。19条につきましては、右側に現行の規定がございますが、ここは指定管理者への移行に伴って規定の整理をしたところでございます。

あとは様式関係が、後段、何枚かついておりますが、省略をさせていただきます。 以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございました。説明が終わりました。御意見、御質問をお願いします。

何かございませんか。

内藤委員 では、ちょっと雑談的なんだけれども、既に採択した社会教育会館条例施行規則ですが、23条に続いて24条がありますね。これは、むしろ現行条例から残ったような感じがあるんだけれども、社会教育会館は善良な風俗を乱すとか、飲酒または薬物の影響で酩酊しているとかいうおそれがほかの施設に比べて強いんですか。これは、採択後だから雑談的に教えてもらいたいということですけれども、経験上、そういうことがありますか。

櫻井委員長 どなたか。

生涯学習振興課長 私の知る範囲では、特に社会教育会館の方にこうした事例が多いというようなことは、感じられません。

内藤委員 わかりました。だから削除しなければいかんというような問題でもないんで、こ

れはこれで、そのままで結構だと思います。

櫻井委員長 54号の方はよろしいですか。歴博は。

内藤委員 歴博の方はこれで結構だと思いますよ。

櫻井委員長 よろしいですか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第54号 新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のと おり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

櫻井委員長 では、議案第54号は原案のとおり決定いたしました。

議案第55号 新宿区立林芙美子記念館条例施行規則の一部を改正する規則 櫻井委員長 次に「日程第6 議案第55号 新宿区立林芙美子記念館条例施行規則の一部を 改正する規則」を議題といたします。

説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 第55号議案について御説明いたします。「新宿区立林芙美子記念館条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。この条例の一部改正に伴いまして、林芙美子記念館の管理を指定管理者に行わせ、利用料金制を導入するための規定整備をするため、この規則を改正するものです。

主な改正内容につきましては、特にこの施設におきましては観覧手続、利用料金の納入ということで、これは利用料金制を導入するということで、この規定が指定管理者移行に伴って出てきたということでございます。

新旧対照表の方をごらんいただきます。

1枚めくっていただきまして、右側のページでございます。第10条の観覧手続、今申し上げましたところでございますが、第10条は記念館を観覧しようとするものは利用券を購入することにより、利用料金を納入しなければならないというような規定を新たに設けております。第11条は利用料金の減免でございます。これは先ほどの歴史博物館の減免規定と同じでございます。ただここは本文の中で整理をさせていただいております。

あとは様式関係等でございますので、省略をさせていただきます。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございました。説明が終わりました。御意見、御質問をお願いしま

す。

いかがでしょうか。

どこかで伺ったかもわからないんですが、料金は大体どれぐらいなんですか。

生涯学習振興課長 条例で定めております上限額は、大人150円、小学生、中学生50円でございます。

櫻井委員長 ありがとうございました。

熊谷委員。

熊谷委員 質問ではないんですけれども、これは別に今回の施設だけではなくて、区のあらゆる施設は、すべて禁煙の項が入っているんですか、今回。それはすごいですね。

次長 私もびっくりしたんです。

熊谷委員 びっくりしましたね、これ。ちょっと内藤委員には申しわけないんだけれども、 全部きちっと。今までなかったでしょう、これ。わざわざ禁煙の項というのは。

内藤委員 いやいや、これは大事なことだと思う。ただし書きがあれば。

熊谷委員 ただし、吸えるところがあると。

区は今、区内の場所を決めて禁煙にもしていますよね。

櫻井委員長 路上禁煙。

熊谷委員 路上をね。

内藤委員 確かにこれまではなかっただろうね。

熊谷委員 なかったですよね、これ全部ね。特に我々の関係するところは禁煙というのはもちろん、かなり高いあれになるでしょうけれども。ほぼ全部こういう形になったということですから。

次長 これでやれということではないですかね。

熊谷委員 やれということですね。

次長 路上喫煙も禁止にしましたし。

熊谷委員 ありがとうございました。

櫻井委員長 世界の常識ですから。

熊谷委員 そうですね。

櫻井委員長 失礼しました。

ほかにいかがでしょうか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「日程第6 議案第55号 新宿区立林芙美子記念館条例施行規則の一部を改正する規則」 を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

櫻井委員長 では、議案第55号は原案のとおり決定いたしました。

議案第56号 新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する 規則

櫻井委員長 次に「日程第7 議案第56号 新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則の 一部を改正する規則」を議題といたします。

教育政策課長、説明をお願いいたします。

教育政策課長 第56号議案について御説明をいたします。「新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。これにつきましては、冒頭申し上げましたとおり、7月1日に御審議、決定いただいたものでございますが、今回、コズミックスポーツセンター、あるいは大久保スポーツプラザの施行規則を定める中で、概要のところに書いてございますように、新宿スポーツセンターの団体登録証、新宿コズミックスポーツセンターの団体登録証、大久保スポーツプラザの団体登録証が相互に利用できるように改めるほか、規定整備がございましたので、この規則を改正するものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、1枚目の裏でございます。第11条の団体登録の3項でございます。ここに今の相互利用の規定が出ております。先ほど来、御説明いたしましたコズミックスポーツセンター条例施行規則にもこういった規定が出ておりますので、スポーツセンター条例施行規則の中でも、こういった相互利用について整理をしたものでございます。これが2枚目にかけて規定されております。

それ以外に改正案のところに表記がございます改正につきましては、これまで御説明いたしました規則の制定あるいは改正の中で規定整備を行う必要が出てきたものということで、今回改正をさせていただくものでございます。それが12条、14条、あるいは1枚めくっていただきまして右側の方のページ、23条、それから24条。細かい修正がございますのは、文言の整理をさせていただいております。

それから 1 枚めくっていただきまして、これは別表の方ですね。右側のページの方の電子 申請システムの受付時間を、 7 月のときに決定いただいた内容の中では午前 6 時から午後10 時までとしていたわけですけれども、受付時間については午後12時まで、夜中の12時まで受付ができるということで、12時までというふうに改めさせていただきたいと思います。

あとは様式関係の変更が若干出てまいりますが、これについては省略をさせていただきます。

以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございました。説明が終わりました。御意見、御質問をお願いしま す。

いかがでしょうか。

内藤委員 登録証が共通に使えるという改正だから。

櫻井委員長 そのほかは先日やったわけですから。よろしいですか。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第56号 新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則」を原 案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

櫻井委員長 では、議案第56号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

報告 1 新宿区立西早稲田中学校の第2回新校舎検討委員会等について

報告2 その他

櫻井委員長次に、これから事務局からの報告を受けます。

報告1について説明を受け、質疑を行います。

事務局の説明をお願いします。

教育環境整備課長 私の方から、新宿区立西早稲田中学校の第2回新校舎検討委員会等について御報告をいたします。この等は、新宿中に関するものも含みますので、そのことでございます。

この件に関してなんですが、前回、8月5日の教育委員会の際に、西早稲田中、また新宿中の第1回の新校舎検討委員会について御報告したところでございます。その際に校舎の配置計画案、いわゆるゾーニング案と申しておりましたが、それぞれ4案説明したところです。ということで、それと重複する部分も出てまいりますが、御容赦願いたいと思います。

では、まず西早稲田中に関しての第2回の報告なんですが、お手元に資料がいろいろいっ

ておりますが、黄色い資料の中で「西早稲田中学校新校舎検討委員会だより」No1の方を見ていただければと思います。その報告の部分なんですが、7月29日に第1回の西早稲田中学校新校舎検討委員会を開き、営繕課長の方から配置計画案4案の説明をしたところです。4案の中で、集約型配置の案3と案4は、下に小さい図がありますが、案3というのは西道路側、つまり明治通りに面した面に校舎を持ってくると。案4というのは北道路側のI型配置とういうことで、諏訪通りに面した方に校舎を持ってくるという案でございます。この案3と案4の方向で進めることは確認されましたが、案4北側配置の校舎配置の影響を受ける北側住民の意見を聞いた上で決めるべきだという、検討委員会の委員の方から強い意見が出されました。それを受けまして早急に説明会を開催して、その結果を新校舎検討委員会の方に再度報告して、それで方向を決めるということで、前回、ちょうど8月5日だったんですが、その夕方6時から説明会をしますということで、報告したところです。

チラシの方を見ていただきますと、白い資料の方ですが、西早稲田中学校の建設計画説明 会ということで、8月5日の金曜日にやると。このチラシを近隣の方に200部程度配布した り掲示板に出したり、また諏訪通りに面した方には戸別に訪問して周知をしたところです。 その周知は8月1日に行ったところです。その結果を受けまして、その次のページをごらん いただくと、西早稲田中学校建設計画説明会についての報告というのがございます。これが、 8月12日に開催した西早稲田中の第2回目の新校舎検討委員会に報告した内容でございます。 報告の内容はそこに書いてあるとおりでございまして、日時、場所等については省略しま す。参加数は15名で、区側説明は開催の趣旨、また配置計画4案について説明したと。主な 意見でございますが、(1)配置計画案に対する主な意見。ここの部分が聞きたかったわけ でございます。ちょっと全部読ませていただきます。西側配置案だと、学校からの騒音がま ともに北側に入ってくるため、北側住民にとって騒音の問題が大きいと。西側配置案という のは、明治通りに即した案です。今までが諏訪通りに面して校舎があったために、学校の騒 音が校舎によってさえぎられていたのが、西側配置案だと、学校の騒音がまともに北側に来 てしまうよという意見でした。次の丸でございますが、現校舎の高さは4階だが、新校舎だ と建物規模が1.6倍になり5階となるが、高さについては、まあ仕方がないんじゃないかと いうような意見でした。また次の丸で、今の北側の校舎の位置が、より北へ寄らなければい いということで、これは、そういうことは当然しないんですけれども、校舎の位置がさらに 諏訪通り側に寄ってもらっては困るということでした。

次が、ガソリンスタンドの隣に住んでいるものですが、日影はどのあたりまで来ますかと

いうことで、日影は西側配置案では起きないんですが、北側配置案では今より多くなりますということで、これはまだ設計もさらに工夫をして、北側に日影がなるべくいかないような設計を工夫している最中でございますので、これはプロジェクターで画面に映して、現在の日影と予想されるであろう若干多めの日影とを説明いたしました。この辺に関しましては、なかなかちょっとわかりにくい部分があるんですが、それほどすごくふえるということではないんですが、今よりは当然多くなると。建物が高さも高くなるし、横にちょっと広くなってボリュームがふえますので、今の日影よりは若干ふえるということで説明したところ、とりあえず、そういうことはまあわかりました、ということで返事をいただきました。これに関しましては設計をよく詰めて、今後検討委員会等々でもさらに具体的に詳しく説明していきたいと思っております。

次の丸ですが、西側配置案だと明治通りは交通量が多く、その騒音が学校で勉強している 教室に入ってくるため賛成できませんということで、明治通り側の騒音が普通教室に入って くるということで、そういうつくりは余り賛成できないという意見でございました。

そのような意見を踏まえまして、ちょっと長くなってしまいますが、なるべく簡潔に進めます。西早稲田中学校検討委員会だよりの裏側を見ていただきますと、そこに、この結果を、今言ったようなことを報告したところ、こういう意見が出たということで、今度は検討委員会の委員全員の意見を聞きました。その意見の内容は、下の方に書いてありますのでごらんいただければと思うんですが、案4、つまり北側配置を基本として進めていくというような方向に、大体意見がまとまりましたので、その方向を確認させてもらいました。

ということで、案としては北側配置、諏訪通りに即したような建物配置で、今度は内部の 教室配置を考えていくという方向が決定されたわけでございます。

設計に関しては、日影が及ばないように、さらにそこに改善案も書いてありますが、いろいる設計上の工夫をしていくということでございます。

で、もう1点、新宿中学校の方でございます。

これも新宿中学校の新校舎検討委員会だよりを、まず見ていただきたいと思います。これ も主な意見のところで、 で体育館の位置は近隣への騒音の影響が小さい北側配置がよいと。

、普通教室の日当たりがよい配置がよい。で、問題が なんですが、第2グラウンドにも 建物を建てるとか校舎をなるべく北側に寄せるなど、グラウンドを広くとった案がよいということで、こういうような案を踏まえて、案2と案4、やはりそこに小さな図で書いてありますが、案2と案4の方向でいくということで、案2と案4の違いは第2グラウンドの部分、

図で言いますと左上の部分なんですが、そこに校舎の一部を持ってくるかどうかということが違いなわけです。このことに関して学校側とさまざま、我々と、あと営繕部門等とよく検討したんですが、できれば第2グラウンドに校舎の一部を持っていきたいという方向で検討が進みました。といたしますと、第2グラウンドは今何も建物が建っていないので、そこに建てる、建てること自体は合法的なんですが、近隣の方の理解が必要になるだろうということで、このことに関しましても急遽説明会を開催するということで、またチラシをつくったんですが、8月26日、明日の夜6時からなんですが、近隣の説明会を開催するということで、このことも先週の8月19日に近隣の人に十分に周知したところでございます。

私の報告は以上でございます。

櫻井委員長 ありがとうございました。説明が終わりましたが、報告1について何か御質問、 御意見ありましたらお願いします。

すみません、どうでもいいことなんですが、西早稲田中学校のガソリンスタンドはどの辺にあるんですか。

教育環境整備課長がガソリンスタンドはですね、あの。

櫻井委員長 明治通りですか。

教育環境整備課長 明治通りではないです。諏訪通りと明治通りの交差点がありますね、あそこから諏訪通りに即して3軒目ぐらいのところです。ちょうど北側のところなんですけれども、コンビニの隣のところです。

櫻井委員長 そうですか。ありがとうございました。

いかがですか。何かございますでしょうか。

よろしいですか。何かありそうですね、熊谷委員。

熊谷委員 では、1つだけ。これは屋上のプールに屋根をつけられないのかというのはどういう意味ですか。これは住民から出たんですか。

教育環境整備課長 これは検討委員会の方の、委員の方の意見でございます。それでどういう意味かといいますと、これは西早稲田中学校の方、また新宿中学校の方、両方とも出ているんですけれども、1つは、例えば車の通りがあそこは激しいので、ばい煙等々が入ったりするという衛生上の問題ですとか、場合によればプールなのでプライバシーの問題ですとか、そういう点からプールに、今花園小学校がそういうつくりになっているんですけれども、ドームみたいな屋根をつけて。新宿中の方ですと、あそこはすごく木が多いので、落ち葉等々が入るので、できればそういうふうに屋根がついていた方が、衛生面ですとかその他の面で

いいのではないかということで、いろいろな制約はあるんですが、そういう中で、そういうものはつけられないかという御要望でございます。

熊谷委員 いろいろ周辺の住民の方に配慮して、できるだけ高さを抑えたりということで、多分そう意味からいうと、屋上プールに屋根をつけないほうが日影投下については有利かもしれないですけれども、基本的には、やはり子どもたちのためには、きちっとしたプールで、これは学校ですから学校の機能とか、それから子どもたち、生徒の一番好ましい環境整備をしてやるのが大事だと思うので、私の意見としてはできるだけ屋根をつけていくような形で、屋根をつけると多分工事費も上がると思うんですよ。だからその辺を、妙な経済原理でつぶさないで、その理由に周辺の環境の住民の意見をねじ曲げたり、いや、そんなことはないんですけれども、それでそういうことにならないように。意外と地域の方々というのは、もうひとつね、いろんな意味での、まあ地域エゴという言葉もありますけれども、そういう場合に総合的に判断をして、できるだけ児童・生徒のためにいい環境をつくっていただくように、検討委員会の方で十分検討されると思いますけれども、そういうようなことでひとつ、意見です。

教育環境整備課長 今の御意見は、本当に教育委員会としても思うところは同じような部分は十分に参考にして、今後いろいろなことを進めていきたいというふうに考えております。 熊谷委員 お願いします。

教育環境整備課長 よろしくお願いします。

櫻井委員長 ぜひ御検討ください。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

ほかに御質問がなければ本日の日程で、報告 2 、その他となっておりますが、何かございますでしょうか。

教育政策課長 特にございません。

櫻井委員長 それでは、報告事項は以上で終了といたします。

閉 会

櫻井委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

午後 3時29分閉会